

八尾市下水道条例の一部改正
新旧対照表

現 行	改 正 案
第1条～第6条 略 (指定業者) 第7条 排水設備等（除害施設を除く。以下この条から第8条の11まで及び第24条第3号において同じ。）の新設等の工事（規則で定める軽微な工事を除く。以下同じ。）は、市長の指定を受けた者（以下「指定業者」という。）でなければ、行つてはならない。 2 前項の指定の有効期間は、指定業者としての指定を受けた日から5年以内で規則で定める期間とする。 3 前項の有効期間の満了に際し、引き続き第1項の指定を受けようとするときは、規則で定めるところにより指定の更新を受けなければならない。 (指定の申請) 第8条 前条第1項の指定は、排水設備等の新設等の工事の事業を行う者の申請により行う。 2 略 (指定の基準) 第8条の2 市長は、前条の規定により申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、第7条第1項の指定を行う。 (1)～(4) 略 2 略 第8条の3～第8条の7 略 (指定証) 第8条の8 市長は、第7条第1項の指定をした者に対し、規則で定める指定証（以下「指定証」という。）を交付する。 2 略 第8条の9・第8条の10 略 (指定の取消し又は停止) 第8条の11 市長は、指定業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第7条第1項の指定を取り消し、又は6月を超えない範囲内においてその指定の効力を停止することができる。 (1)～(5) 略	第1条～第6条 略 (指定業者) 第7条 排水設備等（除害施設を除く。以下この条から第8条の11まで及び第24条第3号において同じ。）の新設等の工事（規則で定める軽微な工事を除く。以下同じ。）は、市長の指定を受けた者（以下「指定業者」という。）でなければ、行つてはならない。<u>ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。）の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。</u> 2 前項本文の指定の有効期間は、指定業者としての指定を受けた日から5年以内で規則で定める期間とする。 3 前項の有効期間の満了に際し、引き続き第1項本文の指定を受けようとするときは、規則で定めるところにより指定の更新を受けなければならない。 (指定の申請) 第8条 前条第1項本文の指定は、排水設備等の新設等の工事の事業を行う者の申請により行う。 2 略 (指定の基準) 第8条の2 市長は、前条の規定により申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、第7条第1項本文の指定を行う。 (1)～(4) 略 2 略 第8条の3～第8条の7 略 (指定証) 第8条の8 市長は、第7条第1項本文の指定をした者に対し、規則で定める指定証（以下「指定証」という。）を交付する。 2 略 第8条の9・第8条の10 略 (指定の取消し又は停止) 第8条の11 市長は、指定業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第7条第1項本文の指定を取り消し、又は6月を超えない範囲内においてその指定の効力を停止することができる。 (1)～(5) 略

(6) 不正の手段により <u>第7条第1項</u> の指定を受けたとき。	(6) 不正の手段により <u>第7条第1項本文</u> の指定を受けたとき。
(7) 略	(7) 略
2・3 略	2・3 略
第9条～第27条 略	第9条～第27条 略